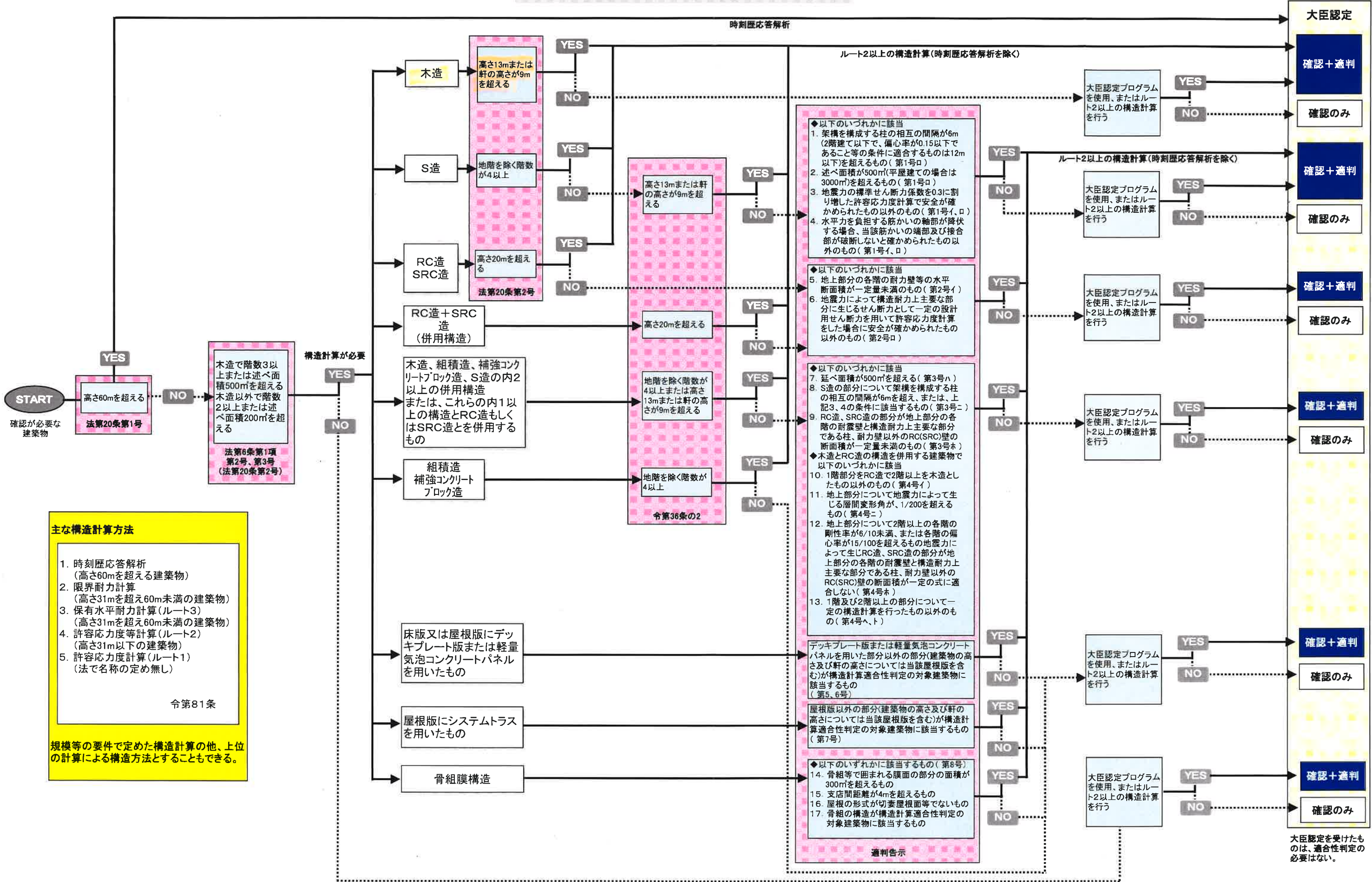


# 構造計算適合性判定対象建築物



**主な構造計算方法**

- 時刻歴応答解析 (高さ60mを超える建築物)
- 限界耐力計算 (高さ31mを超え60m未満の建築物)
- 保有水平耐力計算(ルート3) (高さ31mを超え60m未満の建築物)
- 許容応力度等計算(ルート2) (高さ31m以下の建築物)
- 許容応力度計算(ルート1) (法で名称の定め無し)

令第81条

規模等の要件で定めた構造計算の他、上位の計算による構造方法とすることもできる。

大臣認定を受けたものは、適合性判定の必要はない。